

平成 2 5 年 9 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 9 月 2 日 開会

河 合 町 議 会

平成25年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（9月2日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	7
○開議の宣告.....	7
○町長のあいさつ.....	7
○会議録署名議員の指名.....	8
○会期の決定.....	8
○付議事件の一括提案理由の説明.....	9
○議案第43号の質疑、討論、採決.....	17
○議案第36号から議案第42号までの委員会付託.....	17
○認定第1号からの認定第9号までの委員会付託.....	18
○散会の宣告.....	19
○署名議員.....	20

河合町告示第17号

平成25年第3回（9月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年8月27日

河合町長 岡井 康 徳

1 期 日 平成25年 9月 2日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 5 年 9 月 2 日 (月 曜 日)

(第 1 号)

平成25年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年9月2日（月）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第43号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第36号 平成25年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第37号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第38号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第39号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第40号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第41号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第42号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第11 認定第 1号 平成24年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第12 認定第 2号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第13 認定第 3号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第14 認定第 4号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第15 認定第 5号 平成24年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第16 認定第 6号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第17 認定第 7号 平成24年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(別冊)

日程第18 認定第 8号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定
について(別冊)

日程第19 認定第 9号 平成24年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につい
て(別冊)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	梅本英則
まちづくり 推進部長	東 正次	教育部長	井筒 匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也

住民福祉課長	大西孝之	福祉政策課長	杉本正範
社会福祉協議会課長	上村豊	保健スポーツ課長	門口光男
住民生活課長	西浦清繁	環境衛生課長	大平謙治
まちづくり推進課長	中山雅至	地域活性課長	山本孝典
上水道課長	石田英毅	教育総務課長	御興善弘
生涯学習課長	上村欣也		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局	長	増田善紀	主	事	堀内一憲
---	---	------	---	---	------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、告示第17号をもって平成25年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成25年第3回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第3回定例会を招集いたしましたところ、全員元気でお集まりいただきまして、大変ご苦勞様でございます。

本日は議案第36号から議案第43号の8議案、認定第1号から第9号の9認定、計17案件を上程させていただいております。ぜひ慎重なるご審議を賜り、ご決定をいただきますことをお願い申し上げたいと思います。

なお最近は、非常に気象状況が変わっておりまして、世界的にも大変な事態を迎えているような感じがしてなりません。我々にとりましても、周辺でも台風が三つもできているようなそういう現状でございまして、災害等々にひじょうに重要なこととして取り組まなければならないというふうに認識しております。皆様方のご協力あるいはご指導を賜りながら住民の生命・安全のために我々最善の努力が必要になる、そういう時期ではないのかなと、そう感

じております。どうぞ、皆さん方にも健康に留意されまして、元氣でご活躍いただきますことをお願い申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、3番、吉村幸訓議員、4番、岡田康則議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2 会期の決定を議題とします。

8月27日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、森尾和正議会運営委員長より会期等について報告願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾委員長。

○9番（森尾和正） 去る8月27日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月2日より9月12日までの11日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案36号から議案第43号までの8議案と認定第1号から第9号までの9認定を本日一括上程し逐条審議いたします。

意見書2件につきましては、最終日に上程し審議いたします。

なお、一般質問につきましては、9月11日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日2日より12日までの11日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(谷本昌弘) それでは、理事者の方より議案第36号より第43号までの8議案と認定第1号より第9号までの9認定について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(藤岡和成) 議長。

○議長(谷本昌弘) はい、副町長。

(副町長 藤岡和成 登壇)

○副町長(藤岡和成) それでは、平成25年9月定例議会に上程いたされました、議案第36号から議案第43号までの8議案、認定第1号から認定第9号までの9認定、合計17案件につきまして、順次説明させていただきます。

議案第36号 平成25年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,506万8,000円を追加し、予算総額を88億6,221万4,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き願います。このことにつきましては、下水道事業繰出債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を32億7,610万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、町内の方より寄付の申出があり、6月3日に入金されたことによります増額補正でございます。内容につきましては、寄付金額1億1,260万円、寄付金の用途は指定がなく、子ども達のために活用してほしいという希望でございます。なお、個人情報等非開示を希望されるところでございます。

この寄付金につきましては、今回の補正におきまして1,260万円を小中学校幼稚園の施設補修及び図書購入に上程させていただいておりまして、残りの1億円につきましては地域振興基金に積立て、今後の事業の財源として活用してまいりたいと考えております。

それでは歳出からご説明を申し上げます。10ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費では8,527万3,000円の増額で、内容につきましては、財源調整による財政調整基金費の減額、及び寄付金の一部積立てに伴う地域振興基金費の増額となっております。

4 款衛生費、2 項清掃費では875万円の増額で、内容につきましては、塵芥処理費で清掃工場焼却炉内バグフィルターろ布交換が緊急に必要なため増額となっております。

7 款土木費、4 項都市計画費では1,890万円の減額で、内容につきましては、下水道事業特別会計繰出金（東日本大震災関連分）の減額となっております。

同じく 5 項住宅費では500万円の増額で、内容につきましては、町営住宅、改良住宅等の補修費の増額となっております。

8 款消防費、1 項消防費では234万5,000円の増額で、内容につきましては、消防団員退職報償金の増額となっております。

9 款教育費、2 項小学校費では515万1,000円の増額で、内容につきましては、小学校管理費で小学校施設の維持補修・改修による増額455万1,000円、小学校教育振興費で小学校図書充実による増額60万円となっております。

同じく 3 項中学校費では648万9,000円の増額で、内容につきましては、中学校管理費で中学校施設の維持補修・改修による増額608万9,000円、中学校教育振興費で中学校図書充実による増額40万円となっております。

同じく 4 項幼稚園費では96万円の増額で、内容につきましては、幼稚園費で幼稚園施設の維持補修・改修による増額76万円、幼稚園図書充実による増額20万円となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8 ページをお開き願います。

16 款寄付金、1 項寄付金で1 億1,260万円の増額。

18 款繰越金、1 項繰越金で19万5,000円の減額。

19 款諸収入、4 項雑入で156万3,000円の増額。

20 款町債、1 項町債で1,890万円の減額となっております。

以上、歳入歳出9,506万8,000円の増額補正となっております。

議案第37号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1 億919万2,000円を追加し、予算総額を24億1,219万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では9,000万円の増額で、内容につきましては、財源調整に

よる国民健康保険財政調整基金費の増額となっております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では補正額の増減はなく、財源の振替となっております。

4 款介護納付金、1 項介護納付金では696万5,000円の増額で、額の確定に伴う増額となっております。

11 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等では1,239万3,000円の増額で、額の確定に伴う増額となっております。

12 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等では16万6,000円の減額で、額の確定に伴う減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税で3,444万2,000円の減額。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金で619万3,000円の増額。

同じく、2 項国庫補助金で1,494万2,000円の増額。

4 款県支出金、1 項県補助金で116万円の増額。

7 款繰越金、1 項繰越金で1 億2,133万9,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1 億919万2,000円の増額補正となっております。

議案第38号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替となっております。

議案第39号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替となっております。

第2条「地方債の補正」につきましては、3 ページをお開き願います。

このことにつきましては、公共下水道建設事業債、特定環境保全公共下水道建設事業債、資本費平準化債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を2 億2,420万円とするものがございます。

議案第40号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ142万円を追加し、予算総額を502万円とするものがございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款下水道費、1項下水道整備費では142万円の増額で、内容につきましては、水洗便所改造資金貸付基金への積立金を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

1款繰入金、1項繰入金で140万円の減額。

3款繰越金、1項繰越金で282万円の増額となっております。

以上、歳入歳出142万円の増額補正となっております。

議案第41号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ1,000万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を15億1,900万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では1,000万4,000円の増額で、平成24年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う、償還金の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

7款繰入金、3項基金繰入金で1,000万4,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1,000万4,000円の増額補正となっております。

議案第42号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ13万4,000円を追加し、予算総額を2億7,113万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では13万4,000円の増額で、平成24年度分に係る被保険者からの納付金未払い分を、負担金として広域連合に納付することに伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

5款繰越金、1項繰越金で13万4,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出13万4,000円の増額補正となっております。

議案第43号 河合町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、奈良県税条例の一部を改正する条例が平成25年3月27日に公布され、また「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30

日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正いたします内容をご説明申し上げます。

「第34条の7第1項」の改正は、奈良県税条例の改正に伴い所得税の控除対象寄附金のうち、条例で指定する特定公益増進法人等に対する寄附金について、個人町民税の寄附金税額控除の適用対象を拡充するものでございます。

「第47条の2第1項」の改正は、公的年金等に係る特別徴収の納税義務者が、町の区域外に転出した場合も特別徴収を継続するものでございます。

「第47条の5第1項」の改正は、公的年金等に係る特別徴収の平準化を図るため、仮特別徴収額を前年度の年税額の1/2に相当する額とするものでございます。

「附則第16条の3」の改正は、上場株式等に係る配当所得の分離課税の対象に特定公社債の利子が追加されたことに伴い規定を整備するものでございます。

「附則第19条」の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴い規定を整備するものでございます。

「附則第19条の2」の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を整備するものでございます。また、規定の新設に伴い「附則第7条の4」に引用条項を追加するものでございます。

「旧附則第19条の3」から「旧附則第20条」及び「旧附則第20条の3」並びに「旧附則第20条の5」の改正は、地方税法に規定されているため、条例の規定を削除するものでございます。

「旧附則第20条の2」の改正は、規定の繰上げに伴い「附則第20条」とし、「旧附則第20条の4」の改正は、条約適用配当等に係る分離課税に特定公社債利子等が対象に追加されことに伴い規定を整備すると共に、規定を繰上げ「附則第20条の2」とするものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

次に、認定第1号から認定第9号につきましては、平成24年度各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。

認定第1号から認定第8号までの、一般会計並びに7特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、「地方自治法第233条第3項」の規定により、また、認定第9号、水道事業会計決算認定につきましては「地方公営企業法第30条第4項」の規定により、それぞれ監査委員

の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

配布させていただいております「平成24年度・主要な施策の成果」を基に説明させていただきます。

認定第1号 平成24年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

「主要な施策の成果」の13ページをお開き願います。

下段の表のとおり、歳入総額は62億8,005万1,328円となり、対前年度比0.8%の増、金額で4,755万3,232円の増額となっております。

歳出総額につきましては、62億6,946万1,322円となり、対前年度比2.4%の増、金額で1億4,459万3,042円の増額となっております。

歳入面では主要自主財源である町税のうち個人住民税は、年少扶養控除廃止などで2,841万1,000円、2.6%の増額となっております。一方、法人住民税は町内主要法人の業績悪化などにより2,661万8,000円、20.2%の減額となっております。また固定資産税では評価替えの実施などで3,942万1,000円、4.6%の減額となっております。町税総額では前年度に比べて3,697万1,000円、1.7%の減額となっております。

また、地方交付税は法人住民税が実収入額以上に算入されたことや、たばこ税の税率改正で基準財政収入額が増加したことなどで臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額で1億55万6,000円、4.2%減額となっております。

歳出面では普通建設事業費は平成23年度からの繰越事業である、第二小学校及び第二中学校の耐震補強の実施などにより、前年度に比べて2億154万5,000円、93.5%の増額となっております。

積立金は土地開発公社からの貸付返済金を財政調整基金に積み立てたことにより、1億2,531万円、18,703.0%の増額。

繰出金は介護給付費の増に伴う介護特会（保険勘定）繰出金の増額及び、下水道施設耐震化の実施に伴う下水道事業特別会計繰出金の増などにより、4,464万1,000円、7.2%の増額となっております。

また、投資及び出資金・貸付金は土地開発公社貸付金1億2,500万円、皆減となっております。

物件費は緊急雇用創出事業の完了などにより、8,611万2,000円、9.8%減額。扶助費は、障害者自立支援給付費の増加や、児童手当給付費の減少などにより2,373万8,000円、3.2%減額となっております。

以上の結果、実質収支は980万5,006円の黒字決算となっております。

次に、同じく主要な施策の成果の108ページから109ページをお開き願います。

この表は、一般会計歳入款別決算一覧表となっております。

109ページの右端は、総収入に対する款別割合を明記しており「町税34.2%」「地方交付税30.8%」合計65.0%となっております、町の主要な収入項目となっております。

次に、110ページから111ページをお開き願います。

この表は、歳出の款別決算一覧表で右端は総支出に対する款別割合を明記しており、「民生費28.6%」と最も多く、続いて「公債費16.2%」「総務費15.8%」の順となっております。

続いて、118ページから119ページをお開き願います。

この表は、歳出性質別款別内訳表となっております、下段の合計欄のとおり「人件費26.8%」「扶助費、補助費等24.3%」「公債費16.2%」の順となっております。

なお、15ページから81ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、参照していただきたいと思えます。

認定第2号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。83ページをお開き願います。

下段の表のとおり、歳入総額22億7,562万597円で対前年度比11.1%の増となっております。歳出総額は21億5,428万2,280円で、対前年度比6.3%の増で、実質収支は1億2,133万8,317円の黒字決算となっております。

84ページ、85ページには保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので参照していただきたいと思えます。

認定第3号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。87ページをお開き願います。

歳入総額10,000円、歳出総額470万7,500円、差引実質収支は469万7,500円の赤字決算となり、翌年度繰上充用金で補填しております。

認定第4号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。89ページをお開き願います。

歳入総額2,508万8,324円、歳出総額2,508万8,324円、差引実質収支は0となっております。

認定第5号 平成24年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。91ページをお開き願います。

歳入総額7億4,084万6,803円、歳出総額7億4,080万5,803円、実質収支は0となっております。

ます。主な事業実績は92ページ以降に記載しております。

認定第6号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。95ページをお開き願います。

歳入総額308万円、歳出総額26万円、差引実質収支は282万円の黒字決算となっております。貸付状況は96ページに記載しております。

認定第7号 平成24年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。97ページをお開き願います。

保険事業勘定では、歳入総額14億4,857万6,658円、歳出総額14億4,857万6,658円、差引実質収支は0となっております。98ページ以降に保険料の収納状況、給付状況等を記載いたしております。

同じく、介護サービス事業勘定についてでございます。101ページをお開き願います。

歳入総額3,975万2,106円、歳出総額4,282万3,396円、差引実質収支は307万1,290円の赤字決算となり、翌年度繰上充用金で補填しております。102ページに事業概要を記載しております。

認定第8号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。103ページをお開き願います。

歳入総額2億6,895万9,088円、歳出総額2億6,882万5,188円、差引実質収支は13万3,900円の黒字決算となっております。支出状況は104ページに記載しております。

認定第9号 平成24年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてでございます。

配布させていただいております「河合町水道事業会計決算書」16ページをお開き願います。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額5億3,939万8,145円、支出総額5億6,418万2,803円、差引実質収支は2,478万4,658円の赤字決算となっております。

次に、決算書の3ページをお開き願います。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額356万6,850円。

支出総額3,655万7,508円、差引実質収支は3,299万658円の赤字決算となっております。

また、8ページに河合町水道事業会計剰余金処分計算書を、11ページ以降には事業報告書、工事概要、給水人口及び配水量等を記載しておりますので、参照していただきたいと思っております。

以上、上程させていただきました17案件の説明とさせていただきます。

よろしくご決定賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども説明とさせていただきます。ありがとうございます。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3 議案第43号 河合町税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第43号 河合町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第36号から議案第42号の委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第4、議案第36号、日程第5、議案第37号、日程第6、議案第38号、日程第7、議案第39号、日程第8、議案第40号、日程第9、議案第41号、日程第10、議案第42号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第36号を総務常任委員会に付託します。

議案第37号、第41号、第42号を厚生常任委員会に付託します。

議案第38号、第39号、第40号を経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号から認定第9号までの委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、
日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、認定第6号、日程第17、認定第
7号、日程第18、認定第8号、日程第19、認定第9号までの審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は決算審査特別委員会とします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよい
かお伺いします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

決算審査特別委員会委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、馬場千恵子員、杵本光清議員、池原真智子議員、岡井誠也潔議員、弓戸猛議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 3分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には弓戸猛議員、同副委員長には岡井誠也議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時 4分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

谷本昌弘

署 名 議 員

吉村幸訓

署 名 議 員

岡田謙貞